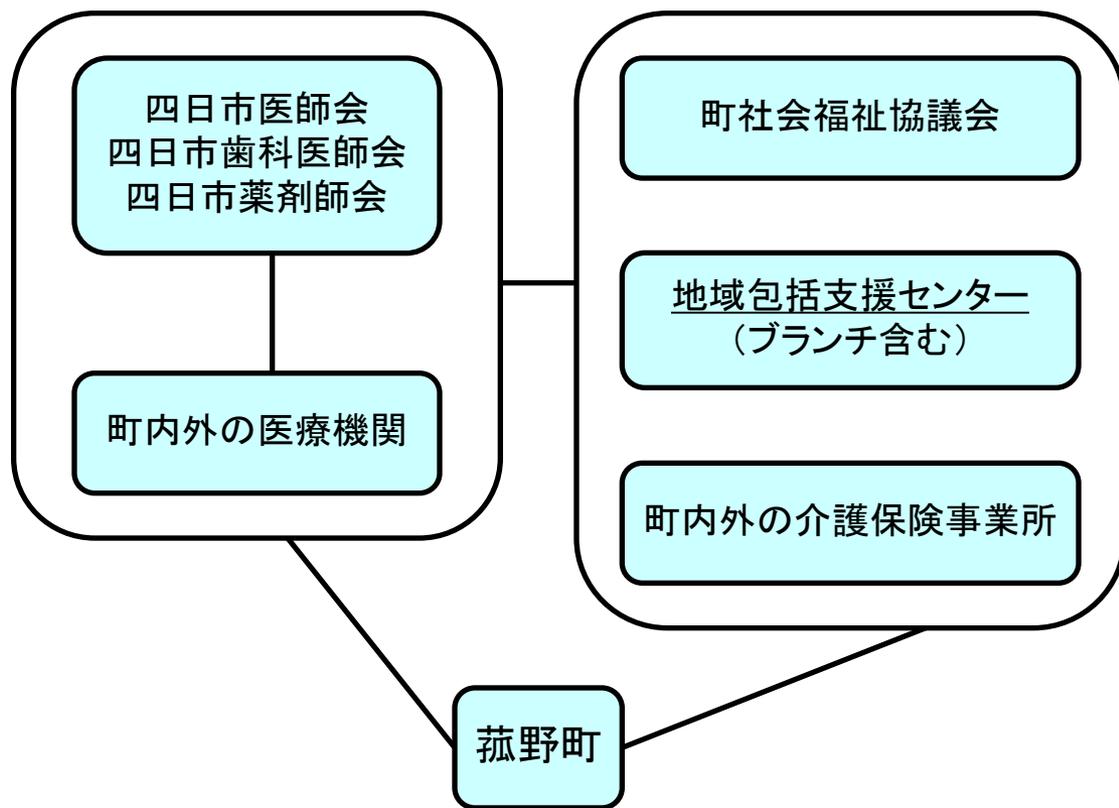




- 福祉と医療の専門職種が一堂に会し、顔のみえる関係の中で①情報交換②相互理解③研鑽の場を設けるべく菰野地域在宅医療・介護ネットワーク会議を開催。
- 上記会議主催による研修会を2回実施(平成24年度)。

### 菰野地域在宅医療・介護ネットワーク会議 組織図





(菰野町)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	菰野町
②人口（※1）	41,311人（平成25年3月31日現在）（ ）
③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上 23.1%（ ） 75歳以上 10.9% ※平成25年3月31日現在 小数点第2位四捨五入
① 取組の概要	福祉と医療の専門職種が一堂に会し、顔のみえる関係の中で情報交換や相互理解、研鑽の場を設けるべく菰野地域在宅医療・介護ネットワーク会議（以下「会議」という。）を開催。
⑤取組の特徴	福祉と医療の専門職種が参加する研修会を開催。 ※平成24年度 第1回：在宅医療の現状・ターミナルケア 第2回：口腔ケア
⑥開始年度	平成24年度
⑦取組のこれまでの経緯	地域包括ケアシステムの構築に向けて、福祉と医療の専門職種の連携体制構築は欠かすことができないところであるが、各々の立場において色々な思いがあり連携がスムーズにできていなかったため上記会議を開催。
⑧主な利用者とな数	研修会参加者 24年度：133人 （第1回：73人 第2回：60人）
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	実施主体：菰野町（地域包括支援センター本体へ委託） 関連団体・組織：菰野町社会福祉協議会、地域包括支援センターブランチ（菰野厚生病院）、四日市医師会、四日市歯科医師会、四日市薬剤師会
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	研修会の準備段階から関与。
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	特になし。
⑫取組の課題	共通テーマを設けて各分野で話し合っていく体制づくり。
⑬今後の取組予定	平成25年度：研修会3回開催予定 第1回：誤飲防止 第2回：栄養管理 第3回：認知症
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	健康福祉課 介護高齢福祉係 TEL 059-391-1125

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。



## 「菰野町在宅医療・介護ネットワーク会議（仮称）」について

### 企画趣旨

65歳以上の人口は、平成17年には総人口の20%を超え、平成23年12月の統計では菰野町においても22%になるなど、本格的な「超高齢社会」を迎えている。戦後一貫して増加傾向が続いた総人口も、少子化等により減少に転じている。

こうした急速な高齢化・少子化の進展に伴い、高齢者を中心に医療費の急激な増加、年金や介護に対する将来不安など、高齢者の保健福祉の様々な面で大きな課題を抱えている。

平成12年度から、高齢者福祉の柱として介護保険制度が導入されたが、介護サービス利用者が急激に増加する中で、介護従事者の確保問題等、サービスの利用面と供給面双方に問題が生じてきている。

介護保険制度の持続可能性を確保するため、平成17年には介護保険法の大幅な改正を行い、予防重視型システムへの転換、地域を中心とした新たなサービスとして地域密着型サービス導入するなどの対策が講じられた。

また、在宅医療の在り方に対するニーズ変化、医療面における高齢者を取り巻く環境も多様化を遂げてきている。

こういった現状を踏まえ、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっている。

そこで、地域包括ケアシステム構築の第一歩として福祉、医療の専門職種が一堂に会し、顔のみえる関係の中で情報交換や相互理解、研鑽の場を設けるべく本会議を開催する。

発起人

菰野町地域包括支援センター  
センター長 福田 雅文





## 菰野町地域包括支援センター基本方針（平成24年度～26年度）

菰野町は、地域包括支援センター業務を委託するに当たり、次のとおり基本方針を定める。

### 1. 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者の総合相談支援を行うとともに、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう包括的・継続的な支援を行い、保健医療及び福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2. 業務内容

センターが行う事業については、菰野町社会福祉協議会地域包括支援センター設置及び管理運営規程第6条の規定の他、次のことに取組むこととする。

- (1) 地域医療との連携により、地域包括ケアシステムの構築に努める。
- (2) 認知症予防対策を計画的に実施する。
- (3) 認知症や高齢者虐待など困難ケースへの積極的な支援を行う。
- (4) 地域支援事業の二次予防対象者に関する業務を行う。

### 3. 対象者

原則として、65歳以上の高齢者及びその家族等を対象とするが、緊急な支援を要する場合は、この限りでない。

### 4. 実施方法

- (1) センターは、事業委託契約書第6条に定める実施計画書を作成する。
- (2) 委託事業が完了したときは、事業委託契約書第7条に定める実績報告書を作成する。

### 5. 運営指針

#### (1) 公正・中立性の確保

事業運営にあたり、特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。

#### (2) 専門職の活用

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の3職種が配置されていることから、専門性を十分に理解し相互の連携を密にする。

#### (3) 情報の共有と管理

業務上知り得た情報については、主担当だけでなく職員間又は行政間において共有し効率的な対応に努めることとするが、正当な理由なしにその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (4) 事業計画

事業計画の策定に当たっては、課題を精査した上で健康福祉課との協議を行うこととする。

#### (5) 事業評価

業務評価については、事業の進捗状況を踏まえ各種事業ごとに自己評価を行い、事業効果の検証を行う。

